令和7年10月 発行

よねこく通信

10/10(金) 国道113号 沼沢駐車帯で 特殊車両取締りを行いました!

１０月１０日(金)、国道113号 小国町大字沼沢地内の駐車帯にて、小国警察署の協力のもと、特殊車両の取締りを実施しました。同時に、山形運輸支局による不法改造、山形県税務課による不正軽油の取締りも行われました。

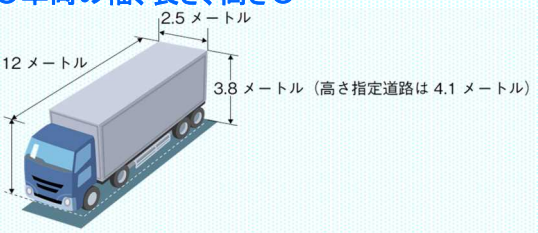
違法に重量を超過した車両は、道路や橋などの構造物に多大なダメージをあたえます。また、高さや幅を超過している車両が橋梁等に衝突する重大事故も発生しています。そのため、国土交通省では違法通行している特殊車両の指導・取締りを行い、適正な道路利用を促進し、良好な道路環境の維持に努めています。

特殊車両 とは??

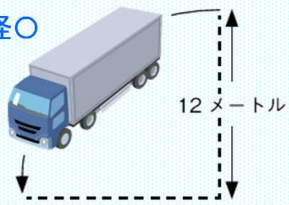
車両の構造が特殊である車両、あるいは積載する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で幅、長さ、高さおよび総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには、通行許可または通行可能経路の確認の回答が必要です。

●一般的制限値●

○車両の幅、長さ、高さ○

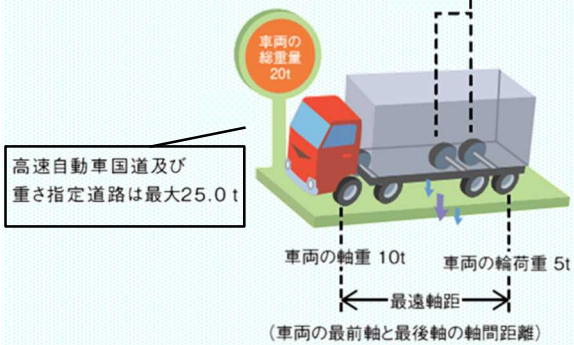


○車両の最小回転半径○



○車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重○

18.0t：隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
19.0t：隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
20.0t：隣り合う車軸の軸距が1.8m以上



●特殊な車両の例●



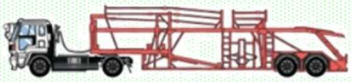
▲バン型セミトレーラー



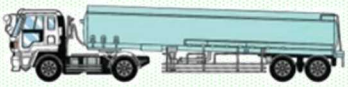
▲コンテナ用セミトレーラー



▲幌枠型セミトレーラー



▲自動車運搬用セミトレーラー



▲タンク型セミトレーラー



▲フルトレーラー



▲ラフタークレーン

この他にも・・・
・あおり型セミトレーラ
・スタンション型セミトレーラ
・船底型セミトレーラ
・海上コンテナ用セミトレーラ
・重量物運搬用セミトレーラ
・ポールトレーラ　　などがあります。

●取締りの様子●



▲マットスケールにて重量を測定



▲車体の長さ・幅・高さを測定

今回の取締りでは、違反車両はありませんでした。ご通行中のみなさまには、取締りにご協力いただきましてありがとうございました。

注：掲載写真の車両は違反車両ではありません

道路愛護団体　感謝状贈呈

梓山（ずさやま）4地区町内会





国土交通省では、毎年「道路ふれあい月間」期間中、道路愛護等の顕著な功績のあった団体または個人に対し、その功労をたたえ表彰を行っています。今年度は、『梓山4地区町内会』が山形河川国道事務所長賞を受賞され、山形河川国道事務所内にて表彰式が行われました。

『梓山4地区町内会』のみなさんは、国道13号沿線の米沢市万世地区において、平成26年から年8回、継続して清掃活動を行ってくださっています。

長年にわたり、道路愛護活動にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

国土交通省　山形河川国道事務所
米沢国道維持出張所
〒992-0011　米沢市中田町260-2
TEL:0238-37-5300　FAX:0238-37-5303
http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yoneiji/





道路の異状を発見したら、道路緊急ダイヤル(無料)　＃9910　へお知らせ下さい！